

法指第1059-12号

平成21年 9月 1日

各法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター
(集団発生)サーベイランスへの協力について

標記について、別添のとおり厚生労働省より平成21年8月25日付けで事務連絡がありましたのでお知らせいたします。(事務連絡の内容については下記ホームページをご参照ください。)

社会福祉施設等に対しては、8月25日付け事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」(厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡)の別添1第2、1(3)のとおり、引き続き施設長等による保健所への迅速な連絡及び協力が求められていますので、貴法人におかれましては、各施設・事業所等にご周知いただくとともに、今後とも適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

なお、6月30日及び7月27日付けの厚生労働省事務連絡については、廃止されました。

記

(参考)

- ・ 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/08/info0826-01.html>
- ・ 大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課ホームページ
(社会福祉法人等への通知文書等)
http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

(本件連絡先)

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課 監理 G

TEL 06-6944-6663

FAX 06-6944-1982